

非銀行決済機関の監督管理に関する 条例（国务院令第768号）（日本語 訳）

出典：中国政府網（国务院・政策文件庫）掲載「非银行支付机构监督管理条例」（中华人民共和国国务院令第768号、2023年12月9日公布、2024年5月1日施行）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6920724.htm

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026年10月5日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「工作单位」に当たる「原任职单位」は「その前の勤務先」と訳した。

訳注：主な訳語について。「非银行支付机构」は「非銀行決済機関」、「支付业务」は「支払業務」、「备付金」は「顧客準備金（備付金）」（利用者から受け入れた資金であって決済のために保管されるもの）、「储值账户运营」は「蓄積型口座運営」、「支付交易处理」は「支払取引処理」、「实际控制人」は「実際の支配者」（反マネーロンダリング法令上の「受益所有人」＝「実質的支配者」と区別するため）、「罚款」は「過料」と訳した。実施細則第75条第3項は、同細則中の「日」は営業日、「月」は暦月を指し、「以上」は本数又は本級を含むと定めている（条例自体にはこの定義規定はない。）。

訳注：現行性について。本条例及び実施細則は、2026年10月5日現在、いずれも改正されておらず現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」

（pkulaw.com）で表題検索し、条例が「现行有效 行政法规 国务院令第768号 2023.12.09

公布 2024.05.01 施行」、実施細則が「现行有效 部门规章 中国人民银行令〔2024〕第 4 号 2024.07.09 公布 2024.07.09 施行」と表示され、いずれも改正版が登録されていないことを確認（2026 年 10 月 5 日）。同 DB が 2026 年の人民銀行の廃止公告を反映していることは別途確認済み。）。実施細則第 77 条により、「非金融机构支付服务管理办法」（中国人民银行令〔2010〕第 2 号）及び同実施細則（中国人民银行公告〔2010〕第 17 号）は廃止された。

公布文（公布令）

【原文】 中华人民共和国国务院令

【訳文】 中華人民共和国國務院令

【原文】 第 768 号

【訳文】 第 768 号

【原文】 《非银行支付机构监督管理条例》已经 2023 年 11 月 24 日国务院第 19 次常务会议通过，现予公布，自 2024 年 5 月 1 日起施行。

【訳文】 《非銀行決済機関の監督管理に関する条例》は、2023 年 11 月 24 日國務院第 19 回常務會議で可決されたので、ここに公布し、2024 年 5 月 1 日から施行する。

【原文】 总理 李强

【訳文】 總理 李強

【原文】 2023 年 12 月 9 日

【訳文】 2023 年 12 月 9 日

【原文】 非银行支付机构监督管理条例

【訳文】非銀行決済機関の監督管理に関する条例

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】为了规范非银行支付机构行为，保护当事人合法权益，防范化解风险，促进非银行支付行业健康发展，根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国电子商务法》等法律，制定本条例。

【訳文】非銀行決済機関の行為を規範化し、当事者の合法的な權益を保護し、リスクを防止し及び解消し、非銀行決済業界の健全な発展を促進するため、《中華人民共和国中国人民银行法》、《中華人民共和国電子商取引法》等の法律に基づき、この条例を制定する。

第二条

【原文】本条例所称非银行支付机构，是指在中华人民共和国境内（以下简称境内）依法设立，除银行业金融机构外，取得支付业务许可，从事根据收款人或者付款人（以下统称用户）提交的电子支付指令转移货币资金等支付业务的有限责任公司或者股份有限公司。

【訳文】この条例において非銀行決済機関とは、中華人民共和国の境内（以下「境内」という。）において法に従って設立され、銀行業金融機関を除き、支払業務許可を取得し、受取人又は支払人（以下「利用者」と総称する。）が提出した電子支払指図に基づいて貨幣資金を移転する等の支払業務に従事する有限責任会社又は株式有限会社をいう。

【原文】中华人民共和国境外（以下简称境外）的非银行机构拟为境内用户提供跨境支付服务的，应当依照本条例规定在境内设立非银行支付机构，国家另有规定的除外。

【訳文】中華人民共和国の境外（以下「境外」という。）の非銀行機関が境内の利用者のためにクロスボーダー支払サービスを提供しようとするときは、この条例の規定により境内に非銀行決済機関を設立しなければならない。ただし、国に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三条

【原文】非银行支付机构开展业务，应当遵守法律、行政法规的规定，遵循安全、高效、诚信和公平竞争的原则，以提供小额、便民支付服务为宗旨，维护国家金融安全，不得损害国家利益、社会公共利益和他人合法权益。

【訳文】非銀行決済機関は、業務を行うに当たり、法律及び行政法規の規定を遵守し、安全、効率、誠実信用及び公正な競争の原則に従い、小口で利便性の高い支払サービスを提供することを旨とし、国家の金融の安全を守らなければならない、国家の利益、社会の公共の利益及び他人の合法的な権益を損なってはならない。

第四条

【原文】非银行支付机构的监督管理，应当贯彻落实党和国家路线方针政策、决策部署，围绕服务实体经济，统筹发展和安全，维护公平竞争秩序。

【訳文】非銀行決済機関の監督管理は、党及び国家の路線、方針、政策並びに決定及び配置を貫徹して実行し、実体経済への奉仕を中心とし、発展と安全を統一的に図り、公正な競争秩序を維持しなければならない。

【原文】中国人民银行依法对非银行支付机构实施监督管理。中国人民银行的分支机构根据中国人民银行的授权，履行监督管理职责。

【訳文】中国人民銀行は、法に従って非銀行決済機関に対する監督管理を実施する。中国人民銀行の分支機構は、中国人民銀行の授權に基づき、監督管理の職責を履行する。

第五条

【原文】非银行支付机构应当遵守反洗钱和反恐怖主义融资、反电信网络诈骗、防范和处置非法集资、打击赌博等规定，采取必要措施防范违法犯罪活动。

【訳文】非銀行決済機関は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策、電気通信ネットワーク詐欺対策、違法な資金集めの防止及び処理並びに賭博の取締り等に関する規定を遵守し、違法犯罪活動を防止するために必要な措置をとらなければならない。

第2章 設立、変更及び終了（第二章 設立、変更与终止）

第六条

【原文】 设立非银行支付机构，应当经中国人民银行批准，取得支付业务许可。非银行支付机构的名称中应当标明“支付”字样。

【訳文】 非銀行決済機関を設立するには、中国人民銀行の承認を経て、支払業務許可を取得しなければならない。非銀行決済機関の名称には、「支付」（支払）の文字を明示しなければならない。

【原文】 未经依法批准，任何单位和个人不得从事或者变相从事支付业务，不得在单位名称和经营范围中使用“支付”字样，法律、行政法规和国家另有规定的除外。支付业务许可被依法注销后，该机构名称和经营范围中不得继续使用“支付”字样。

【訳文】 法に従った承認を経ずに、いかなる法人その他の団体及び個人も、支払業務に従事し、又は形を変えて従事してはならず、法人その他の団体の名称及び経営範囲において「支付」（支払）の文字を使用してはならない。ただし、法律、行政法規及び国に別段の定めがある場合は、この限りでない。支払業務許可が法に従って抹消された後は、当該機関の名称及び経営範囲において「支付」（支払）の文字を引き続き使用してはならない。

第七条

【原文】 设立非银行支付机构，应当符合《中华人民共和国公司法》的规定，并具备以下条件：

【訳文】 非銀行決済機関を設立するには、《中華人民共和國公司法》の規定に適合し、かつ、次に掲げる条件を備えなければならない。

【原文】 （一）有符合本条例规定的注册资本；

【訳文】 （1）この条例の規定に適合する登録資本を有すること。

【原文】 （二）主要股东、实际控制人财务状况和诚信记录良好，最近3年无重大违法违规记录；主要股东、实际控制人为公司的，其股权结构应当清晰透明，不存在权属纠纷；

【訳文】（2）主要株主及び実際の支配者の財務状況及び誠実信用の記録が良好であり、最近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。主要株主又は実際の支配者が会社である場合には、その持分構造が明確かつ透明であり、権利の帰属に関する紛争が存在しないこと。

【原文】（三）拟任董事、监事和高级管理人员熟悉相关法律法规，具有履行职责所需的经营管理能力，最近3年无重大违法违规记录；

【訳文】（3）就任予定の取締役、監査役及び高級管理職が関係する法律法規を熟知し、職責の履行に必要な経営管理能力を有し、最近3年間に重大な法令違反の記録がないこと。

【原文】（四）有符合规定的经营场所、安全保障措施以及业务系统、设施和技术；

【訳文】（4）規定に適合する営業場所、安全保障措置並びに業務システム、設備及び技術を有すること。

【原文】（五）有健全的公司治理结构、内部控制和风险管理制度、退出预案以及用户权益保障机制；

【訳文】（5）健全な会社統治構造、内部統制及びリスク管理の制度、退出計画並びに利用者の権益保障の仕組みを有すること。

【原文】（六）法律、行政法规以及中国人民银行规章规定的其它审慎性条件。

【訳文】（6）法律、行政法規及び中国人民銀行の規章が定めるその他の健全性に関する条件

第八条

【原文】设立非银行支付机构的注册资本最低限额为人民币1亿元，且应当为实缴货币资本。

【訳文】非銀行決済機関を設立する場合の登録資本の最低限度額は、人民元1億元とし、かつ、払込済みの金銭出資でなければならない。

【原文】中国人民银行根据非银行支付机构的业务类型、经营地域范围和业务规模等因素，可以提高前款规定的注册资本最低限额。

【訳文】中国人民銀行は、非銀行決済機関の業務類型、経営地域の範囲及び業務規模等の要素に基づき、前項に定める登録資本の最低限度額を引き上げることができる。

【原文】非银行支付机构的股东应当以自有资金出资，不得以委托资金、债务资金等非自有资金出资。

【訳文】非銀行決済機関の株主は、自己資金により出資しなければならず、委託資金、債務による資金等の自己資金でない資金により出資してはならない。

第九条

【原文】申请设立非银行支付机构，应当向中国人民银行提交申请书和证明其符合本条例第七条、第八条规定条件的材料。

【訳文】非銀行決済機関の設立を申請するには、中国人民銀行に対し、申請書及びこの条例第7条及び第8条に定める条件に適合することを証明する資料を提出しなければならない。

第十条

【原文】中国人民银行应当自受理申请之日起6个月内作出批准或者不予批准的决定。决定批准的，颁发支付业务许可证并予以公告；决定不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。

【訳文】中国人民銀行は、申請を受理した日から6か月以内に、承認する旨又は承認しない旨の決定をしなければならない。承認する旨の決定をしたときは、支払業務許可証を交付し、かつ、公告する。承認しない旨の決定をしたときは、書面により申請者に通知し、かつ、理由を説明しなければならない。

【原文】支付业务许可证应当载明非银行支付机构可以从事的业务类型和经营地域范围。

【訳文】支払業務許可証には、非銀行決済機関が従事することができる業務類型及び経営地域の範囲を記載しなければならない。

第十一条

【原文】 申请人收到支付业务许可证后，应当及时向市场监督管理部门办理登记手续，领取营业执照。

【訳文】 申請者は、支払業務許可証を受領した後、速やかに市場監督管理部門において登記手続を行い、営業許可証の交付を受けなければならない。

【原文】 非银行支付机构设立后无正当理由连续2年以上未开展支付业务的，由中国人民银行注销支付业务许可。

【訳文】 非銀行決済機関が設立後正当な理由なく連続して2年以上支払業務を行わないときは、中国人民銀行が支払業務許可を抹消する。

第十二条

【原文】 非银行支付机构的主要经营场所应当与登记的住所保持一致。非银行支付机构拟在住所所在地以外的省、自治区、直辖市为线下经营的特约商户提供支付服务的，应当按照规定设立分支机构，并向中国人民银行备案。

【訳文】 非銀行決済機関の主たる営業場所は、登記された住所と一致させなければならない。非銀行決済機関が住所所在地以外の省、自治区又は直轄市においてオフラインで経営する加盟店（特約商戸）のために支払サービスを提供しようとするときは、規定に従って支店等を設立し、かつ、中国人民銀行に届け出なければならない。

【原文】 本条例所称特约商户，是指与非银行支付机构签订支付服务协议，由非银行支付机构按照协议为其完成资金结算的经营主体。

【訳文】 この条例において加盟店とは、非銀行決済機関と支払サービス契約を締結し、非銀行決済機関が契約に従ってそのために資金決済を完了する経営主体をいう。

第十三条

【原文】 非银行支付机构办理下列事项，应当经中国人民银行批准：

【訳文】 非銀行決済機関は、次に掲げる事項を行うには、中国人民銀行の承認を経なければならない。

【原文】（一）变更名称、注册资本、业务类型或者经营地域范围；

【訳文】（1）名称、登録資本、業務類型又は経営地域の範囲の変更

【原文】（二）跨省、自治区、直辖市变更住所；

【訳文】（2）省、自治区又は直轄市をまたぐ住所の変更

【原文】（三）变更主要股东或者实际控制人；

【訳文】（3）主要株主又は実際の支配者の変更

【原文】（四）变更董事、监事或者高级管理人员；

【訳文】（4）取締役、監査役又は高級管理職の変更

【原文】（五）合并或者分立。

【訳文】（5）合併又は分割

【原文】非银行支付机构申请变更名称、注册资本的，中国人民银行应当自受理申请之日起1个月内作出批准或者不予批准的书面决定；申请办理前款所列其他事项的，中国人民银行应当自受理申请之日起3个月内作出批准或者不予批准的书面决定。经批准后，非银行支付机构依法向市场监督管理部门办理相关登记手续。

【訳文】非銀行決済機関が名称又は登録資本の変更を申請したときは、中国人民銀行は、申請を受理した日から1か月以内に、承認する旨又は承認しない旨の書面による決定をしなければならない。前項に掲げるその他の事項について申請したときは、中国人民銀行は、申請を受理した日から3か月以内に、承認する旨又は承認しない旨の書面による決定をしなければならない。承認を経た後、非銀行決済機関は、法に従って市場監督管理部門において関係する登記手続を行う。

第十四条

【原文】非银行支付机构拟终止支付业务的，应当向中国人民银行申请注销支付业务许可。非银行支付机构申请注销支付业务许可或者被中国人民银行吊销支付业务许可证、撤销支付业务许可的，应当按照规定制定切实保障用户资金和信息安全的方案，并向用户公告。非银行支付机构解散的，还应当依法进行清算，清算过程接受中国人民银行的监督。

【訳文】非銀行決済機関は、支払業務を終了しようとするときは、中国人民銀行に支払業務許可の抹消を申請しなければならない。非銀行決済機関が支払業務許可の抹消を申請し、又は中国人民銀行により支払業務許可証を取り消され、若しくは支払業務許可を撤回されたときは、規定に従って利用者の資金及び情報の安全を確実に保障する方案を策定し、かつ、利用者に公告しなければならない。非銀行決済機関が解散するときは、更に法に従って清算を行わなければならない。清算の過程は、中国人民銀行の監督を受ける。

【原文】非银行支付机构办理支付业务许可注销手续后，方可向市场监督管理部门办理变更或者注销登记手续。

【訳文】非銀行決済機関は、支払業務許可の抹消手続を行った後でなければ、市場監督管理部門において変更又は抹消の登記手続を行うことができない。

第3章 支払業務規則（第三章 支付业务规则）

第十五条

【原文】非银行支付业务根据能否接收付款人预付资金，分为储值账户运营和支付交易处理两种类型，但是单用途预付卡业务不属于本条例规定的支付业务。

【訳文】非銀行決済業務は、支払人の前払資金を受け入れることができるか否かにより、蓄積型口座運営（储值账户运营）及び支払取引処理の2つの類型に分ける。ただし、単一用途プリペイドカード業務は、この条例に定める支払業務に該当しない。

【原文】储值账户运营业务和支付交易处理业务的具体分类方式和监督管理规则由中国人民银行制定。

【訳文】蓄積型口座運営業務及び支払取引処理業務の具体的な分類方法及び監督管理規則は、中国人民銀行が定める。

第十六条

【原文】非银行支付机构应当按照支付业务许可证载明的业务类型和经营地域范围从事支付业务，未经批准不得从事依法需经批准的其他业务。

【訳文】非銀行決済機関は、支払業務許可証に記載された業務類型及び経営地域の範囲に従って支払業務に従事しなければならない、承認を経ずに、法により承認を要するその他の業務に従事してはならない。

【原文】非银行支付机构不得涂改、倒卖、出租、出借支付业务许可证，或者以其他形式非法转让行政许可。

【訳文】非銀行決済機関は、支払業務許可証を改ざんし、転売し、賃貸し、若しくは貸与し、又はその他の形式により行政許可を違法に譲渡してはならない。

第十七条

【原文】非银行支付机构应当按照审慎经营要求，建立健全并落实合规管理制度、内部控制制度、业务管理制度、风险管理制度、突发事件应急预案以及用户权益保障机制。

【訳文】非銀行決済機関は、健全な経営の要求に従い、コンプライアンス管理制度、内部統制制度、業務管理制度、リスク管理制度、突発事件の緊急対応計画及び利用者の権益保障の仕組みを確立し及び健全化し、並びに実行しなければならない。

第十八条

【原文】非银行支付机构应当具备必要和独立的业务系统、设施和技术，按照强制性国家标准以及相关网络、数据安全要求，确保支付业务处理的及时性、准确性和支付业务的连续性、安全性、可溯源性。

【訳文】非銀行決済機関は、必要かつ独立した業務システム、設備及び技術を備え、強制性国家標準及び関係するネットワーク及びデータの安全管理の要求に従い、支払業務の処理の適時性及び正確性並びに支払業務の継続性、安全性及び追跡可能性を確保しなければならない。

【原文】非银行支付机构的业务系统及其备份应当存放在境内。

【訳文】非銀行決済機関の業務システム及びそのバックアップは、境内に保管しなければならない。

第十九条

【原文】非银行支付机构为境内交易提供支付服务的，应当在境内完成交易处理、资金结算和数据存储。

【訳文】非銀行決済機関は、境内の取引のために支払サービスを提供するときは、境内において取引処理、資金決済及びデータ保存を完了しなければならない。

【原文】非银行支付机构为跨境交易提供支付服务的，应当遵守跨境支付、跨境人民币业务、外汇管理以及数据跨境流动的有关规定。

【訳文】非銀行決済機関は、クロスボーダー取引のために支払サービスを提供するときは、クロスボーダー支払、クロスボーダー人民元業務、外国為替管理及びデータの越境移転に関する規定を遵守しなければならない。

第二十条

【原文】非银行支付机构应当与用户签订支付服务协议。非银行支付机构应当按照公平原则拟定协议条款，并在其经营场所、官方网站、移动互联网应用程序等的显著位置予以公示。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者と支払サービス契約を締結しなければならない。非銀行決済機関は、公平の原則に従って契約条項を作成し、かつ、その営業場所、公式ウェブサイト、モバイルインターネットアプリケーション等の目立つ位置において公示しなければならない。

【原文】支付服务协议应当明确非银行支付机构与用户的权利义务、支付业务流程、电子支付指令传输路径、资金结算、纠纷处理原则以及违约责任等事项，且不得包含排除、限制竞争以及不合理地免除或者减轻非银行支付机构责任、加重用户责任、限制或者排除用户主要权利等内容。对于协议中足以影响用户是否同意使用支付服务的条款，非银行支付机构应当采取合理方式提示用户注意，并按照用户的要求对该条款予以说明。

【訳文】支払サービス契約においては、非銀行決済機関及び利用者の権利義務、支払業務の流れ、電子支払指図の伝送経路、資金決済、紛争処理の原則及び違約責任等の事項を明確にしなければならず、かつ、競争を排除し若しくは制限し、非銀行決済機関の責任を不合理に免除し若しくは軽減し、利用者の責任を加重し、又は利用者の主要な権利を制限し若しくは排除する等の内容を含めてはならない。契約中の条項のうち、利用者が支払サービスの利用に同意するか否かに影響を及ぼすに足りるものについては、非銀行決済機関は、合理的方法をとって利用者の注意を喚起し、かつ、利用者の求めに応じて当該条項について説明しなければならない。

【原文】非银行支付机构拟变更协议内容的，应当充分征求用户意见，并在本条第一款规定的显著位置公告满30日后方可变更。非银行支付机构应当以数据电文等书面形式与用户就变更的协议内容达成一致。

【訳文】非銀行決済機関は、契約の内容を変更しようとするときは、利用者の意見を十分に聴取し、かつ、この条第1項に定める目立つ位置において公告して30日が経過した後でなければ、変更することができない。非銀行決済機関は、データメッセージ等の書面形式により、変更する契約の内容について利用者と合意しなければならない。

第二十一条

【原文】非银行支付机构应当建立持续有效的用户尽职调查制度，按照规定识别并核实用户身份，了解用户交易背景和 risk 状况，并采取相应的风险管理措施。

【訳文】非銀行決済機関は、継続的かつ有効な利用者デューデリジェンス制度を確立し、規定に従って利用者の身元を識別し及び確認し、利用者の取引の背景及びリスクの状況を把握し、かつ、相応のリスク管理措置をとらなければならない。

【原文】非银行支付机构不得将涉及资金安全、信息安全等的核心业务和技术服务委托第三方处理。

【訳文】非銀行決済機関は、資金の安全、情報の安全等に関わる中核業務及び技術サービスを第三者に委託して処理させてはならない。

第二十二條

【原文】非銀行支付機構应当自行完成特約商戶盡職調查、支付服務協議簽訂、持續風險監測等業務活動。非銀行支付機構不得為未經依法設立或者從事非法經營活動的商戶提供服務。

【訳文】非銀行決済機関は、加盟店のデューデリジェンス、支払サービス契約の締結、継続的なリスク監視等の業務活動を自ら完了しなければならない。非銀行決済機関は、法に従って設立されていない商店又は違法な経営活動に従事する商店に対し、サービスを提供してはならない。

第二十三條

【原文】从事储值账户运营业务的非银行支付机构为用户开立支付账户的，应当遵守法律、行政法规以及中国人民银行关于支付账户管理的规定。国家引导、鼓励非银行支付机构与商业银行开展合作，通过银行账户为单位用户提供支付服务。

【訳文】蓄積型口座運営業務に従事する非銀行決済機関は、利用者のために支払口座を開設するときは、法律、行政法規及び支払口座の管理に関する中国人民銀行の規定を遵守しなければならない。国は、非銀行決済機関が商業銀行と協力し、銀行口座を通じて法人その他の団体である利用者のために支払サービスを提供するよう誘導し、及び奨励する。

【原文】前款规定的非银行支付机构应当建立健全支付账户开立、使用、变更和撤销等业务管理和风险管理制度，防止开立匿名、假名支付账户，并采取有效措施保障支付账户安全，开展异常账户风险监测，防范支付账户被用于违法犯罪活动。

【訳文】前項に定める非銀行決済機関は、支払口座の開設、使用、変更及び解約等に関する業務管理及びリスク管理の制度を確立し及び健全化し、匿名又は仮名の支払口座の開設を防止し、かつ、有効な措置をとって支払口座の安全を保障し、異常な口座についてリスク監視を行い、支払口座が違法犯罪活動に利用されることを防止しなければならない。

【原文】本条例所称支付账户，是指根据用户真实意愿为其开立的，用于发起支付指令、反映交易明细、记录资金余额的电子簿记载体。支付账户应当以用户实名开立。

【訳文】この条例において支払口座とは、利用者の真実の意思に基づいて当該利用者のために開設され、支払指図の発出、取引明細の反映及び資金残高の記録に用いられる電子的帳簿記録媒体をいう。支払口座は、利用者の実名により開設しなければならない。

【原文】任何单位和个人不得非法买卖、出租、出借支付账户。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、支払口座を違法に売買し、賃貸し、又は貸与してはならない。

第二十四条

【原文】从事储值账户运营业务的非银行支付机构应当将从用户处获取的预付资金及时等值转换为支付账户余额或者预付资金余额。用户可以按照协议约定提取其持有的余额，但是非银行支付机构不得向用户支付与其持有的余额有关的利息等收益。

【訳文】蓄積型口座運営業務に従事する非銀行決済機関は、利用者から取得した前払資金を速やかに等価で支払口座残高又は前払資金残高に転換しなければならない。利用者は、契約の定めに従ってその保有する残高を引き出すことができる。ただし、非銀行決済機関は、利用者に対し、その保有する残高に係る利息等の収益を支払ってはならない。

第二十五条

【原文】非银行支付机构应当将收款人和付款人信息等必要信息包含在电子支付指令中，确保所传递的电子支付指令的完整性、一致性、可跟踪稽核和不可篡改。

【訳文】非銀行決済機関は、受取人及び支払人の情報等の必要な情報を電子支払指図に含め、伝達する電子支払指図の完全性、一貫性、追跡・検査可能性及び改ざん不能性を確保しなければならない。

【原文】非银行支付机构不得伪造、变造电子支付指令。

【訳文】非銀行決済機関は、電子支払指図を偽造し、又は変造してはならない。

第二十六条

【原文】非银行支付机构应当以清算机构、银行业金融机构、其他非银行支付机构认可的安全认证方式访问账户，不得违反规定留存银行账户、支付账户敏感信息。

【訳文】非銀行決済機関は、清算機関、銀行業金融機関又はその他の非銀行決済機関が認める安全な認証方式により口座にアクセスしなければならない、規定に違反して銀行口座及び支払口座の機微情報を保存してはならない。

第二十七条

【原文】非银行支付机构应当根据用户发起的支付指令划转备付金，用户备付金被依法冻结、扣划的除外。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者が発出した支払指図に基づいて顧客準備金（備付金）を振り替えなければならない。ただし、利用者の顧客準備金が法に従って凍結され、又は差し押さえられて引き落とされた場合は、この限りでない。

【原文】本条例所称备付金，是指非银行支付机构为用户办理支付业务而实际收到的预收待付货币资金。

【訳文】この条例において顧客準備金とは、非銀行決済機関が利用者のために支払業務を取り扱うことにより実際に受領した、前受けて支払待ちの貨幣資金をいう。

【原文】非银行支付机构不得以任何形式挪用、占用、借用备付金，不得以备付金为自己或者他人提供担保。

【訳文】非銀行決済機関は、いかなる形式によっても顧客準備金を流用し、占用し、又は借用してはならず、顧客準備金をもって自己又は他人のために担保を提供してはならない。

第二十八条

【原文】非银行支付机构净资产与备付金日均余额的比例应当符合中国人民银行的规定。

【訳文】非銀行決済機関の純資産と顧客準備金の日平均残高との比率は、中国人民銀行の規定に適合しなければならない。

第二十九条

【原文】非銀行支付機構应当將備付金存放在中國人民銀行或者符合中國人民銀行要求的商業銀行。

【訳文】非銀行決済機関は、顧客準備金を中国人民銀行又は中国人民銀行の要求に適合する商業銀行に預け入れなければならない。

【原文】任何單位和個人不得對非銀行支付機構存放備付金的賬戶申請凍結或者強制執行，法律另有規定的除外。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、非銀行決済機関が顧客準備金を預け入れている口座について、凍結又は強制執行を申し立ててはならない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三十条

【原文】非銀行支付機構應當通過中國人民銀行確定的清算機構處理與銀行業金融機構、其他非銀行支付機構之間合作開展的支付業務，遵守清算管理規定，不得從事或者變相從事清算業務。

【訳文】非銀行決済機関は、銀行業金融機関又はその他の非銀行決済機関との間で協力して行う支払業務を、中国人民銀行が確定した清算機関を通じて処理し、清算管理に関する規定を遵守しなければならない、清算業務に従事し、又は形を変えて従事してはならない。

【原文】非銀行支付機構应当向清算機構及時报送真實、準確、完整的交易信息。

【訳文】非銀行決済機関は、清算機関に対し、真実、正確かつ完全な取引情報を速やかに提出しなければならない。

【原文】非銀行支付機構應當按照結算管理規定為用戶辦理資金結算業務，採取風險管理措施。

【訳文】非銀行決済機関は、決済管理に関する規定に従って利用者のために資金決済業務を取り扱い、リスク管理措置をとらなければならない。

第三十一条

【原文】非银行支付机构应当妥善保存用户资料和交易记录。有关机关依照法律、行政法规的规定，查询用户资料、交易记录及其持有的支付账户余额或者预付资金余额，或者冻结、扣划用户资金的，非银行支付机构应当予以配合。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者の資料及び取引記録を適切に保存しなければならない。関係機関が法律又は行政法規の規定により、利用者の資料、取引記録及び利用者が保有する支払口座残高若しくは前払資金残高を照会し、又は利用者の資金を凍結し、若しくは差し押さえて引き落とすときは、非銀行決済機関は、これに協力しなければならない。

第三十二条

【原文】非银行支付机构处理用户信息，应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，公开用户信息处理规则，明示处理用户信息的目的、方式和范围，并取得用户同意，法律、行政法规另有规定的除外。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者情報を取り扱うに当たり、適法、正当、必要及び誠実信用の原則に従い、利用者情報の取扱規則を公開し、利用者情報を取り扱う目的、方法及び範囲を明示し、かつ、利用者の同意を得なければならない。ただし、法律又は行政法規に別段の定めがある場合は、この限りでない。

【原文】非银行支付机构应当依照法律、行政法规、国家有关规定和双方约定处理用户信息，不得收集与其提供的服务无关的用户信息，不得以用户不同意处理其信息或者撤回同意等为由拒绝提供服务，处理相关信息属于提供服务所必需的除外。

【訳文】非銀行決済機関は、法律、行政法規、国の関係規定及び双方の約定に従って利用者情報を取り扱わなければならない。その提供するサービスと関係のない利用者情報を収集してはならず、利用者がその情報の取扱いに同意しないこと又は同意を撤回したこと等を理由としてサービスの提供を拒否してはならない。ただし、関係する情報の取扱いがサービスの提供に必要不可欠である場合は、この限りでない。

【原文】非银行支付机构应当对用户信息严格保密，采取有效措施防止未经授权的访问以及用户信息泄露、篡改、丢失，不得非法买卖、提供或者公开用户信息。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者情報について厳格に秘密を保持し、有効な措置をとって権限のないアクセス並びに利用者情報の漏えい、改ざん及び紛失を防止しなければならない、利用者情報を違法に売買し、提供し、又は公開してはならない。

【原文】非银行支付机构与其关联公司共享用户信息的，应当告知用户该关联公司的名称和联系方式，并就信息共享的内容以及信息处理的目的、期限、方式、保护措施等取得用户单独同意。非银行支付机构还应当与关联公司就上述内容以及双方的权利义务等作出约定，并对关联公司的用户信息处理活动进行监督，确保用户信息处理活动依法合规、风险可控。

【訳文】非銀行決済機関は、その関連会社と利用者情報を共有するときは、利用者に当該関連会社の名称及び連絡先を告知し、かつ、情報共有の内容並びに情報の取扱いの目的、期間、方法、保護措置等について利用者の個別の同意を得なければならない。非銀行決済機関は、更に関連会社との間で上記の内容及び双方の権利義務等について約定し、かつ、関連会社の利用者情報の取扱活動を監督し、利用者情報の取扱活動が法令に適合し、リスクが制御可能であることを確保しなければならない。

【原文】用户发现非银行支付机构违反法律、行政法规、国家有关规定或者双方约定处理其信息的，有权要求非银行支付机构删除其信息并依法承担责任。用户发现其信息不准确或者不完整的，有权要求非银行支付机构更正、补充。

【訳文】利用者は、非銀行決済機関が法律、行政法規、国の関係規定又は双方の約定に違反してその情報を取り扱っていることを発見したときは、非銀行決済機関に対し、その情報を削除し、かつ、法に従って責任を負うよう求める権利を有する。利用者は、その情報が不正確又は不完全であることを発見したときは、非銀行決済機関に対し、更正し、又は補充するよう求める権利を有する。

第三十三条

【原文】非银行支付机构相关网络设施、信息系统等被依法认定为关键信息基础设施，或者处理个人信息达到国家网信部门规定数量的，其在境内收集和产生的个人信息的处理应当在境内进行。确需向境外提供的，应当符合法律、行政法规和国家有关规定，并取得用户单独同意。

【訳文】非銀行決済機関の関係するネットワーク施設、情報システム等が法に従って重要情報インフラと認定され、又は国家インターネット情報部門が定める数量に達する個人情報を取り扱うときは、境内において収集し及び生成した個人情報の取扱いは、境内において行わ

なければならない。境外に提供する必要が確かにあるときは、法律、行政法規及び国の関係規定に適合し、かつ、利用者の個別の同意を得なければならない。

【原文】非银行支付机构在境内收集和产生的重要数据的出境安全管理，依照法律、行政法规和国家有关规定执行。

【訳文】非銀行決済機関が境内において収集し及び生成した重要データの越境に係る安全管理は、法律、行政法規及び国の関係規定に従って執行する。

第三十四条

【原文】非银行支付机构应当依照有关价格法律、行政法规的规定，合理确定并公开支付业务的收费项目和收费标准，进行明码标价。

【訳文】非銀行決済機関は、価格に係する法律及び行政法規の規定に従い、支払業務の料金項目及び料金基準を合理的に定め、かつ、公開し、価格の明示を行わなければならない。

【原文】非银行支付机构应当在经营场所的显著位置以及业务办理途径的关键节点，清晰、完整标明服务内容、收费项目、收费标准、限制条件以及相关要求等，保障用户知情权和选择权，不得收取任何未予标明的费用。

【訳文】非銀行決済機関は、営業場所の目立つ位置及び業務取扱経路の重要な段階において、サービス内容、料金項目、料金基準、制限条件及び関係する要求等を明瞭かつ完全に表示し、利用者の知る権利及び選択する権利を保障しなければならず、表示していないいかなる費用も徴収してはならない。

第三十五条

【原文】非银行支付机构应当及时妥善处理与用户的争议，履行投诉处理主体责任，切实保护用户合法权益。

【訳文】非銀行決済機関は、利用者との争議を速やかかつ適切に処理し、苦情処理の主体としての責任を履行し、利用者の合法的な権益を確実に保護しなければならない。

【原文】 国家鼓励用户和非银行支付机构之间运用调解、仲裁等方式解决纠纷。

【訳文】 国は、利用者と非銀行決済機関との間で調停、仲裁等の方法を用いて紛争を解決することを奨励する。

第4章 監督管理（第四章 監督管理）

第三十六条

【原文】 非银行支付机构的控股股东、实际控制人应当遵守非银行支付机构股权管理规定，不得存在以下情形：

【訳文】 非銀行決済機関の支配株主及び実際の支配者は、非銀行決済機関の持分管理に関する規定を遵守しなければならない、次に掲げる事情があってはならない。

【原文】 （一）通过特定目的载体或者委托他人持股等方式规避监管；

【訳文】 （1）特別目的事業体（特定目的载体）又は他人への持分保有の委託等の方法により監督管理を回避すること。

【原文】 （二）通过违规开展关联交易等方式损害非银行支付机构或者其用户的合法权益；

【訳文】 （2）規定に違反して関連取引を行う等の方法により、非銀行決済機関又はその利用者の合法的な權益を損なうこと。

【原文】 （三）其他可能对非银行支付机构经营管理产生重大不利影响的情形。

【訳文】 （3）その他非銀行決済機関の経営管理に重大な不利益を及ぼすおそれのある事情

【原文】 同一股东不得直接或者间接持有两个及以上同一业务类型的非银行支付机构10%以上股权或者表决权。同一实际控制人不得控制两个及以上同一业务类型的非银行支付机构，国家另有规定的除外。

【訳文】同一の株主は、同一の業務類型の2以上の非銀行決済機関について、10%以上の持分又は議決権を直接又は間接に保有してはならない。同一の実際の支配者は、同一の業務類型の2以上の非銀行決済機関を支配してはならない。ただし、国に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三十七条

【原文】非银行支付机构应当按照规定向中国人民银行报送支付业务信息、经审计的财务会计报告、经营数据报表、统计数据，以及中国人民银行要求报送的与公司治理、业务运营相关的其他资料。

【訳文】非銀行決済機関は、規定に従い、中国人民銀行に対し、支払業務情報、監査を経た財務会計報告、経営データ報告表、統計データ及び中国人民銀行が提出を求める会社統治及び業務運営に係るその他の資料を提出しなければならない。

第三十八条

【原文】中国人民银行按照规定对非银行支付机构进行分类评级，并根据分类评级结果实施分类监督管理。

【訳文】中国人民銀行は、規定に従い、非銀行決済機関について分類格付けを行い、かつ、分類格付けの結果に基づいて分類監督管理を実施する。

【原文】中国人民银行依法制定系统重要性非银行支付机构的认定标准和监督管理规则。

【訳文】中国人民銀行は、法に従い、システム上重要な非銀行決済機関の認定基準及び監督管理規則を定める。

第三十九条

【原文】中国人民银行依法履行职责，有权采取下列措施：

【訳文】中国人民銀行は、法に従って職責を履行するに当たり、次に掲げる措置をとる権限を有する。

【原文】（一）对非银行支付机构进行现场检查和非现场监督管理；

【訳文】（1）非銀行決済機関に対し、現場検査及び非現場監督管理を行うこと。

【原文】（二）进入涉嫌违法违规行为发生场所调查取证；

【訳文】（2）違法又は規定違反の行為の嫌疑がある行為が発生した場所に立ち入り、調査し、証拠を収集すること。

【原文】（三）询问当事人和与被调查事件有关的单位和个人，要求其对与被调查事件有关的事项作出说明；

【訳文】（3）当事者並びに調査対象の事件に関係する法人その他の団体及び個人に質問し、調査対象の事件に関係する事項について説明を求めること。

【原文】（四）查阅、复制当事人和与被调查事件有关的单位和个人的相关文件、资料和业务系统；对可能被转移、隐匿或者毁损的文件、资料和业务系统，可以予以封存、扣押；

【訳文】（4）当事者並びに調査対象の事件に関係する法人その他の団体及び個人の関係する文書、資料及び業務システムを閲覧し、及び複製すること。移転され、隠匿され、又は毀損されるおそれのある文書、資料及び業務システムについては、封印し、又は差し押さえることができる。

【原文】（五）经中国人民银行或者其省一级派出机构负责人批准，查询当事人和与被调查事件有关的单位账户信息。

【訳文】（5）中国人民銀行又はその省級派出機関の責任者の承認を経て、当事者及び調査対象の事件に関係する法人その他の団体の口座情報を照会すること。

【原文】为防范风险、维护市场秩序，中国人民银行可以采取责令改正、监管谈话、出具警示函、向社会发布风险提示等措施。

【訳文】中国人民銀行は、リスクを防止し、市場秩序を維持するため、是正命令、監督面談、警告書の発出、社会へのリスク注意喚起の公表等の措置をとることができる。

第四十条

【原文】中国人民银行依法履行职责，进行现场检查或者调查，其现场检查、调查的人员不得少于2人，并应当出示合法证件和执法文书。现场检查、调查的人员少于2人或者未出示合法证件和执法文书的，被检查、调查的单位和个人有权拒绝。

【訳文】中国人民銀行が法に従って職責を履行し、現場検査又は調査を行うときは、その現場検査又は調査の人員は2人以上とし、かつ、適法な証票及び法執行文書を提示しなければならない。現場検査又は調査の人員が2人未満であるとき、又は適法な証票及び法執行文書を提示しないときは、検査又は調査を受ける法人その他の団体及び個人は、これを拒否する権利を有する。

【原文】中国人民银行依法履行职责，被检查、调查的单位和个人应当配合，如实提供有关文件、资料和业务系统，不得拒绝、阻挠和隐瞒。

【訳文】中国人民銀行が法に従って職責を履行するときは、検査又は調査を受ける法人その他の団体及び個人は、これに協力し、関係する文書、資料及び業務システムをありのままに提供しなければならない、拒否し、妨害し、又は隠蔽してはならない。

第四十一条

【原文】非银行支付机构发生对其经营发展、支付业务稳定性和连续性、用户合法权益产生重大影响事项的，应当按照规定向中国人民银行报告。

【訳文】非銀行決済機関は、その経営発展、支払業務の安定性及び継続性又は利用者の合法的な権益に重大な影響を及ぼす事項が発生したときは、規定に従って中国人民銀行に報告しなければならない。

【原文】非银行支付机构的主要股东拟质押非银行支付机构股权的，应当按照规定向中国人民银行报告，质押的股权不得超过该股东所持有该非银行支付机构股权总数的50%。

【訳文】非銀行決済機関の主要株主は、非銀行決済機関の持分に質権を設定しようとするときは、規定に従って中国人民銀行に報告しなければならない、質権を設定する持分は、当該株主が保有する当該非銀行決済機関の持分総数の50%を超えてはならない。

第四十二条

【原文】非银行支付机构不得实施垄断或者不正当竞争行为，妨害市场公平竞争秩序。

【訳文】非銀行決済機関は、独占行為又は不正競争行為を行い、市場の公正な競争秩序を妨げてはならない。

【原文】中国人民银行在履行职责中发现非银行支付机构涉嫌垄断或者不正当竞争行为的，应当将相关线索移送有关执法部门，并配合其进行查处。

【訳文】中国人民銀行は、職責の履行において非銀行決済機関に独占行為又は不正競争行為の嫌疑があることを発見したときは、関係する手掛かりを関係する法執行部門に移送し、かつ、その調査処分に協力しなければならない。

第四十三条

【原文】非银行支付机构发生风险事件的，应当按照规定向中国人民银行报告。

【訳文】非銀行決済機関は、リスク事象が発生したときは、規定に従って中国人民銀行に報告しなければならない。

【原文】中国人民银行可以根据需要将风险情况通报非银行支付机构住所所在地地方人民政府。地方人民政府应当配合中国人民银行做好相关风险处置工作，维护社会稳定。

【訳文】中国人民銀行は、必要に応じて、リスクの状況を非銀行決済機関の住所所在地の地方人民政府に通報することができる。地方人民政府は、中国人民銀行に協力して関係するリスク処理業務を適切に行い、社会の安定を維持しなければならない。

第四十四条

【原文】非银行支付机构发生风险事件影响其正常运营、损害用户合法权益的，中国人民银行可以区分情形，对非银行支付机构采取下列措施：

【訳文】非銀行決済機関にその正常な運営に影響を及ぼし、利用者の合法的な権益を損なうリスク事象が発生したときは、中国人民銀行は、事情を区分して、非銀行決済機関に対し次に掲げる措置をとることができる。

【原文】（一）责令主要股东履行补充资本的监管承诺；

【訳文】（1）主要株主に対し、資本補充に係る監督上の約束を履行するよう命ずること。

【原文】（二）限制重大资产交易；

【訳文】（2）重大な資産取引を制限すること。

【原文】（三）责令调整董事、监事、高级管理人员或者限制其权利。

【訳文】（3）取締役、監査役若しくは高級管理職の交代を命じ、又はその権利を制限すること。

第四十五条

【原文】中国人民银行及其工作人员对监督管理工作中知悉的国家秘密、商业秘密和个人信息，应当予以保密。

【訳文】中国人民銀行及びその職員は、監督管理業務において知り得た国家秘密、営業秘密及び個人情報について、秘密を保持しなければならない。

第四十六条

【原文】中国人民银行应当依照法律、行政法规和国家有关规定，完善非银行支付机构行业风险防范化解措施，化解非银行支付机构风险。

【訳文】中国人民銀行は、法律、行政法規及び国の関係規定に従い、非銀行決済機関の業界のリスクを防止し及び解消する措置を整備し、非銀行決済機関のリスクを解消しなければならない。

第5章 法律責任（第五章 法律責任）

第四十七条

【原文】未经依法批准，擅自设立非银行支付机构、从事或者变相从事支付业务的，由中国人民银行依法予以取缔，没收违法所得，违法所得50万元以上的，并处违法所得1倍以上5倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足50万元的，单处或者并处50万元以上200万元以下罚款。对其法定代表人或者主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予警告，并处10万元以上50万元以下罚款。地方人民政府应当予以配合。

【訳文】法に従った承認を経ずに、無断で非銀行決済機関を設立し、又は支払業務に従事し、若しくは形を変えて従事したときは、中国人民銀行が法に従ってこれを取り締まり、違法所得を没収し、違法所得が50万元以上であるときは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の過料を科し、違法所得がないとき、又は違法所得が50万元に満たないときは、50万元以上200万元以下の過料を単独で又は併せて科する。その法定代表者又は主たる責任者、直接に責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、警告を与え、併せて10万元以上50万元以下の過料を科する。地方人民政府は、これに協力しなければならない。

第四十八条

【原文】以欺骗、虚假出资、循环注资或者利用非自有资金出资等不正当手段申请设立、合并或者分立非银行支付机构、变更非银行支付机构主要股东或者实际控制人，未获批准的，申请人1年内不得再次申请或者参与申请相关许可。申请已获批准的，责令其终止支付业务，撤销相关许可，没收违法所得，违法所得50万元以上的，并处违法所得1倍以上5倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足50万元的，并处50万元以上200万元以下罚款；申请人3年内不得再次申请或者参与申请相关许可。

【訳文】欺罔、虚偽出資、循環出資又は自己資金でない資金による出資等の不正な手段により、非銀行決済機関の設立、合併若しくは分割又は非銀行決済機関の主要株主若しくは実際の支配者の変更を申請し、承認を得られなかったときは、申請者は、1年以内は、関係する許可を再び申請し、又はその申請に参加することができない。申請が既に承認されているときは、支払業務の終了を命じ、関係する許可を撤回し、違法所得を没収し、違法所得が50万元以上であるときは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の過料を科し、違法所得がないとき、又は違法所得が50万元に満たないときは、併せて50万元以上200万元以下の過料を科する。申請者は、3年以内は、関係する許可を再び申請し、又はその申請に参加することができない。

第四十九条

【原文】非银行支付机构违反本条例规定，有下列情形之一的，责令其限期改正，给予警告、通报批评，没收违法所得，违法所得10万元以上的，可以并处违法所得1倍以上5倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足10万元的，可以并处50万元以下罚款；情节严重或者逾期不改正的，限制部分支付业务或者责令停业整顿：

【訳文】非銀行決済機関がこの条例の規定に違反し、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、期限を定めて是正を命じ、警告及び通報批判を与え、違法所得を没収し、違法所得が10万元以上であるときは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の過料を科することができ、違法所得がないとき、又は違法所得が10万元に満たないときは、併せて50万元以下の過料を科することができる。情状が重いとき、又は期限を過ぎても是正しないときは、支払業務の一部を制限し、又は業務停止・整顿を命ずる。

【原文】（一）未在名称中使用“支付”字样；

【訳文】（1）名称において「支付」（支払）の文字を使用していないこと。

【原文】（二）未建立健全或者落实有关合规管理制度、内部控制制度、业务管理制度、风险管理制度、突发事件应急预案或者用户权益保障机制；

【訳文】（2）関係するコンプライアンス管理制度、内部統制制度、業務管理制度、リスク管理制度、突発事件の緊急対応計画若しくは利用者の権益保障の仕組みを確立せず若しくは健全化せず、又は実行していないこと。

【原文】（三）相关业务系统、设施或者技术不符合管理规定；

【訳文】（3）関係する業務システム、設備又は技術が管理規定に適合しないこと。

【原文】（四）未按照规定报送、保存相关信息、资料或者公示相关事项、履行报告要求；

【訳文】（4）規定に従って関係する情報若しくは資料を提出し、若しくは保存し、関係する事項を公示し、又は報告の要求を履行していないこと。

【原文】（五）未经批准变更本条例第十三条第一款第一项、第二项或者第四项规定的事项，或者未按照规定设立分支机构。

【訳文】（5）承認を経ずにこの条例第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に定める事項を変更し、又は規定に従わずに支店等を設立したこと。

第五十条

【原文】非银行支付机构违反本条例规定，有下列情形之一的，责令其限期改正，给予警告、通报批评，没收违法所得，违法所得 50 万元以上的，并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足 50 万元的，并处 100 万元以下罚款；情节严重或者逾期不改正的，限制部分支付业务或者责令停业整顿，直至吊销其支付业务许可证：

【訳文】非銀行決済機関がこの条例の規定に違反し、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、期限を定めて是正を命じ、警告及び通報批判を与え、違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上であるときは、併せて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を科し、違法所得がないとき、又は違法所得が 50 万元に満たないときは、併せて 100 万元以下の過料を科する。情状が重いとき、又は期限を過ぎてても是正しないときは、支払業務の一部を制限し、又は業務停止・整顿を命じ、その支払業務許可証の取消しに至るまでの処分をする。

【原文】（一）未按照规定与用户签订支付服务协议，办理资金结算，采取风险管理措施；

【訳文】（1）規定に従って利用者と支払サービス契約を締結せず、資金決済を取り扱わず、又はリスク管理措置をとらないこと。

【原文】（二）未按照规定完成特约商户尽职调查、支付服务协议签订、持续风险监测等业务活动；

【訳文】（2）規定に従って加盟店のデューデリジェンス、支払サービス契約の締結、継続的なリスク監視等の業務活動を完了しないこと。

【原文】（三）将核心业务或者相关技术服务委托第三方处理；

【訳文】（3）中核業務又は関係する技術サービスを第三者に委託して処理させること。

【原文】（四）违规开立支付账户，或者除非法买卖、出租、出借支付账户外，支付账户被违规使用；

【訳文】（4）規定に違反して支払口座を開設し、又は支払口座の違法な売買、賃貸若しくは貸与の場合を除き、支払口座が規定に違反して使用されること。

【原文】（五）违规向用户支付利息等收益，或者违规留存银行账户、支付账户敏感信息；

【訳文】（5）規定に違反して利用者に利息等の収益を支払い、又は規定に違反して銀行口座若しくは支払口座の機微情報を保存すること。

【原文】（六）未按照规定存放、划转备付金；

【訳文】（6）規定に従って顧客準備金を預け入れず、又は振り替えないこと。

【原文】（七）未遵守跨境支付相关规定；

【訳文】（7）クロスボーダー支払に係る規定を遵守しないこと。

【原文】（八）未按照规定终止支付业务。

【訳文】（8）規定に従って支払業務を終了しないこと。

第五十一条

【原文】非银行支付机构违反本条例规定，有下列情形之一的，责令其限期改正，给予警告、通报批评，没收违法所得，违法所得 50 万元以上的，并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足 50 万元的，并处 50 万元以上 200 万元以下罚款；情节严重或者逾期不改正的，限制部分支付业务或者责令停业整顿，直至吊销其支付业务许可证：

【訳文】非銀行決済機関がこの条例の規定に違反し、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、期限を定めて是正を命じ、警告及び通報批判を与え、違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上であるときは、併せて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を科し、違法所得がないとき、又は違法所得が 50 万元に満たないときは、併せて 50 万元以上 200 万元以下の過料

を科する。情状が重いとき、又は期限を過ぎても是正しないときは、支払業務の一部を制限し、又は業務停止・整頓を命じ、その支払業務許可証の取消しに至るまでの処分をする。

【原文】（一）涂改、倒卖、出租、出借支付业务许可证，或者以其他形式非法转让行政许可；

【訳文】（1）支払業務許可証を改ざんし、転売し、賃貸し、若しくは貸与し、又はその他の形式により行政許可を違法に譲渡すること。

【原文】（二）超出经批准的业务类型或者经营地域范围开展支付业务；

【訳文】（2）承認された業務類型又は経営地域の範囲を超えて支払業務を行うこと。

【原文】（三）为非法从事非银行支付业务的单位或者个人提供支付业务渠道；

【訳文】（3）非銀行決済業務に違法に従事する法人その他の団体又は個人に支払業務のチャネルを提供すること。

【原文】（四）未经批准变更主要股东或者实际控制人，合并或者分立；

【訳文】（4）承認を経ずに主要株主若しくは実際の支配者を変更し、又は合併し、若しくは分割すること。

【原文】（五）挪用、占用、借用备付金，或者以备付金为自己或者他人提供担保；

【訳文】（5）顧客準備金を流用し、占用し、若しくは借用し、又は顧客準備金をもって自己若しくは他人のために担保を提供すること。

【原文】（六）无正当理由中断支付业务，或者未按照规定处理电子支付指令；

【訳文】（6）正当な理由なく支払業務を中断し、又は規定に従って電子支払指図を処理しないこと。

【原文】（七）开展或者变相开展清算业务；

【訳文】（7）清算業務を行い、又は形を変えて行うこと。

【原文】（八）拒绝、阻挠、逃避检查或者调查，或者谎报、隐匿、销毁相关文件、资料或者业务系统。

【訳文】（8）検査若しくは調査を拒否し、妨害し、若しくは回避し、又は関係する文書、資料若しくは業務システムについて虚偽の報告をし、隠匿し、若しくは廃棄すること。

第五十二条

【原文】非银行支付机构违反本条例规定处理用户信息、业务数据的，依照《中华人民共和国个人信息保护法》、《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》等有关规定进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関がこの条例の規定に違反して利用者情報又は業務データを取り扱ったときは、《中華人民共和国個人情報保護法》、《中華人民共和国サイバーセキュリティ法》、《中華人民共和国データ安全法》等の関係規定により処罰する。

第五十三条

【原文】非银行支付机构未按照规定建立用户尽职调查制度，履行相关义务，或者存在外汇、价格违法行为的，以及任何单位和个人非法买卖、出租、出借支付账户的，由有关主管部门依照有关法律、行政法规进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関が規定に従って利用者デューデリジェンス制度を確立せず若しくは関係する義務を履行しないとき、若しくは外国為替若しくは価格に関する違法行為があるとき、又はいずれかの法人その他の団体若しくは個人が支払口座を違法に売買し、賃貸し、若しくは貸与したときは、関係する主管部門が関係する法律及び行政法規により処罰する。

【原文】非银行支付机构未经批准从事依法需经批准的其他业务的，依照有关法律、行政法规进行处罚。

【訳文】非銀行決済機関が承認を経ずに法により承認を要するその他の業務に従事したときは、関係する法律及び行政法規により処罰する。

第五十四条

【原文】非银行支付机构的控股股东、实际控制人违反本条例规定，有下列情形之一的，责令其限期改正，给予警告、通报批评，没收违法所得，违法所得 10 万元以上的，并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下罚款；没有违法所得或者违法所得不足 10 万元的，并处 10 万元以上 50 万元以下罚款：

【訳文】非銀行決済機関の支配株主又は実際の支配者がこの条例の規定に違反し、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、期限を定めて是正を命じ、警告及び通報批判を与え、違法所得を没収し、違法所得が 10 万元以上であるときは、併せて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を科し、違法所得がないとき、又は違法所得が 10 万元に満たないときは、併せて 10 万元以上 50 万元以下の過料を科する。

【原文】（一）通过特定目的载体或者委托他人持股等方式规避监管；

【訳文】（1）特別目的事業体又は他人への持分保有の委託等の方法により監督管理を回避すること。

【原文】（二）通过违规开展关联交易等方式损害非银行支付机构或者其用户的合法权益；

【訳文】（2）規定に違反して関連取引を行う等の方法により、非銀行決済機関又はその利用者の合法的な權益を損なうこと。

【原文】（三）违反非银行支付机构股权管理规定。

【訳文】（3）非銀行決済機関の持分管理に関する規定に違反すること。

【原文】非银行支付机构的主要股东违反本条例关于股权质押等股权管理规定的，依照前款规定处罚。

【訳文】非銀行決済機関の主要株主が持分の質権設定等の持分管理に関するこの条例の規定に違反したときは、前項の規定により処罰する。

第五十五条

【原文】依照本条例规定对非银行支付机构进行处罚的，根据具体情形，可以同时负有直接责任的董事、监事、高级管理人员和其他人员给予警告、通报批评，单处或者并处5万元以上50万元以下罚款。

【訳文】この条例の規定により非銀行決済機関を処罰するときは、具体的な事情に応じて、直接に責任を負う取締役、監査役、高級管理職その他の者に対し、同時に、警告又は通報批判を与え、5万元以上50万元以下の過料を単独で又は併せて科することができる。

【原文】非银行支付机构违反本条例规定，情节严重的，对负有直接责任的董事、监事、高级管理人员，可以禁止其在一定期限内担任或者终身禁止其担任非银行支付机构的董事、监事、高级管理人员。

【訳文】非銀行決済機関がこの条例の規定に違反し、情状が重いときは、直接に責任を負う取締役、監査役及び高級管理職に対し、一定の期間、非銀行決済機関の取締役、監査役若しくは高級管理職に就任することを禁止し、又は終身にわたりその就任を禁止することができる。

第五十六条

【原文】中国人民银行工作人员有下列情形之一的，依法给予处分：

【訳文】中国人民銀行の職員が次に掲げる事情のいずれかに該当するときは、法に従って処分する。

【原文】（一）违反规定审查批准非银行支付机构的设立、变更、终止申请等事项；

【訳文】（1）規定に違反して非銀行決済機関の設立、変更、終了の申請等の事項を審査し承認したとき。

【原文】（二）泄露履行职责过程中知悉的国家秘密、商业秘密或者个人信息；

【訳文】（2）職責の履行の過程において知り得た国家秘密、営業秘密又は個人情報を漏えいしたとき。

【原文】（三）滥用职权、玩忽职守的其他行为。

【訳文】（3）その他職権を濫用し、又は職務を怠る行為をしたとき。

第五十七条

【原文】违反本条例规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この条例の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に従って刑事責任を追及する。

第6章 附則（第六章 附則）

第五十八条

【原文】支付清算行业自律组织依法开展行业自律管理活动，接受中国人民银行的指导和监督。

【訳文】支払清算業界自主規制組織は、法に従って業界の自主規制管理活動を行い、中国人民銀行の指導及び監督を受ける。

【原文】支付清算行业自律组织可以制定非银行支付机构行业自律规范。

【訳文】支払清算業界自主規制組織は、非銀行決済機関の業界の自主規制規範を定めることができる。

第五十九条

【原文】本条例施行前已按照有关规定设立的非银行支付机构的过渡办法，由中国人民银行规定。

【訳文】 この条例の施行前に関係規定に従って既に設立された非銀行決済機関に係る経過措置は、中国人民銀行が定める。

第六十条

【原文】 本条例自 2024 年 5 月 1 日起施行。

【訳文】 この条例は、2024 年 5 月 1 日から施行する。